

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 帳簿の電子データ保存

Q: 電子データによる帳簿書類の保存が認められる方向で検討されているようですが、その内容を教えてください。

A: 国税庁はこのほど、帳簿書類の電子データ等による保存等を認めることを決定し、大蔵当局と協議のうえ、次期通常国会に必要な新法案を提出することとしました。

電子データ保存が認められる帳簿書類の範囲は、「記録段階からコンピュータ処理にしている帳簿書類」ということで、具体的には、①仕訳帳、総勘定元帳等の各種帳簿、②損益計算書、貸借対照表等の決算関係書類、③取引の相手方に紙で交付する領収書、請求書等の控え、が挙げられています。したがって、取引の相手方から紙で受け取る領収書や手書きの帳簿等は電子データ保存の対象から除かれ、従来通り現物保存が必要です。

また、電子データ保存を行う場合には、納税者の使用しているシステムが記録を遡って訂正、削除、追加した場合には、その履歴が確保されるシステムであること等が要件とされ、保存媒体としては、フロッピーディスク、MO、CD-ROM等の電磁媒体やCOM（コンピュータ・アウトプット・マイクロフィルム）が挙げられています。

なお、実際に電子データ保存が認められるのは、10年末から11年初め頃となりそうです。



今年もリーダァスクラブニュースをご愛読下さいましてありがとうございました。

来年は1月5日号よりお送りいたします。来年もよろしくお祈りいたします。皆様よいお年を。